回答は、以上のとおりですので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、知事への面会の申し入れ案件は、事前に知事に報告することとしており、今回の案件も事前に報告し、判断を仰いでおります。知事が直接お会いできなくても、今回のように関係部局において真摯に対応し、その内容は知事に報告しておりますので、念のため申し添えます。